

	<h1 style="text-align: center;">阪神水道企業団公報</h1>	令和3年1月15日(金) 第346号
		毎月15日発行
<h2 style="margin: 0;">目 次</h2>		
<p>◇訓 令◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程 		
<p>◇管理規程◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程 		
<p>◇告 示◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度阪神水道企業団水道事業会計決算 ○ 令和元年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率 		

◇訓 令◇

訓令第5号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月23日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第15条の2 職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の	(特別休暇) 第15条の2 職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の

範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。

(1)から(6)まで 省略

(7) 厚生その他能率増進に関する計画実施への参加 その都度必要と認める期間

(8)から(15)まで 省略

(組合休暇)

第15条の4 職員が労働組合の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び労働組合の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で労働組合の業務と認められるものに従事する場合に限り、その請求により組合休暇を与えることができる。ただし、1暦年につき30日を超えて与えることはできない。

(年次休暇以外の休暇の単位)

第17条 年次休暇以外の休暇の単位は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。

(1) 第9条の3から第15条まで、第15条の2第1号から第4号まで、第7号から第9号まで及び第12号から第15号まで並びに第15条の3の休暇 1日又は半日

(2) 第15条の2第10号及び第11号の休暇 1日、半日又は1時間

(3) 第15条の4の休暇 1日又は1時間

2 第8条第5項の規定は前項第1号及び第2号について、同条第6項の規定は前項第2号及び第3号について、それぞれ準用する。

範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。

(1)から(6)まで 省略

(7) 厚生その他能率増進に関する計画実施への参加 その都度必要と認める時間

(8)から(15)まで 省略

(組合休暇)

第15条の4 職員が労働組合の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び労働組合の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で労働組合の業務と認められるものに従事する場合に限り、その請求により組合休暇を与えることができる。

2 前項の休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、1暦年につき30日を超えて与えることはできない。

(準用)

第17条 第8条第3項(1時間を単位として与える場合を除く。)及び第5項の規定は、第9条の3から第15条まで、第15条の2第1号から第4号まで及び第8号から第15号まで並びに第15条の3に規定する休暇について準用する。

<p style="text-align: center;">附 則 (特別休暇の特例)</p> <p>第3条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における<u>第15条の2第14号</u>の規定の適用については、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程（平成23年訓令第3号）の施行の日から平成24年12月31日までの間、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (特別休暇の特例)</p> <p>第3条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における<u>第15条の2第13号</u>の規定の適用については、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程（平成23年訓令第3号）の施行の日から平成24年12月31日までの間、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第7号

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月23日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第25条、第137条関係） 勘定科目表 費用勘定					別表（第25条、第137条関係） 勘定科目表 費用勘定				
款	項	目	節	科目区分 の説明	款	項	目	節	科目区分 の説明
水道 事業 費用					水道 事業 費用				
	営業 費用					営業 費用			
		原水費					原水費		
<hr/>					<hr/>				
			報酬	会計年度 任用職員、臨時 又は非常勤の顧問、委員 等に対する報酬				賃金	臨時職員 及び人夫 の賃金
<hr/>					<hr/>				
			費用 弁償	会計年度 任用職員、臨時 又は非常勤の顧問、委員 等に対する費用弁償			浄水費		
<hr/>					<hr/>				
								賃金	臨時職員 及び人夫 の賃金
<hr/>					<hr/>				
		浄水費					配水費		
<hr/>					<hr/>				
			報酬	会計年度 任用職員			受託工 事費		
<hr/>					<hr/>				
								賞与 引当 金繰	賞与引当 金として 計上する

				員、臨時又は非常勤の顧問、委員等に対する報酬			入額	ための繰入額
			費用弁償	会計年度任用職員、臨時又は非常勤の顧問、委員等に対する費用弁償			賃金	臨時職員及び人夫の賃金
							総係費	
							賃金	臨時職員及び人夫の賃金
							報酬	臨時又は非常勤の顧問、委員等に対する報酬
							費用弁償	臨時又は非常勤の顧問、委員等に対する費用弁償
			報酬	会計年度任用職員、臨時又は非常勤の顧問、委員等に対する報酬				
			費用弁償	会計年度任用職員、臨時又は非常勤の顧問、委員等に対する費用弁償				
			受託工					

		事費		
			賞与 引当 金繰 入額	賞与引当 金として 計上する ための繰 入額
		総係費		
			報酬	会計年度 任用職 員、臨時 又は非常 勤の顧問、 委員等に対する 報酬
			費用 弁償	会計年度 任用職 員、臨時 又は非常 勤の顧問、 委員等に対する 費用弁償

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 改正前の欄の表又は様式中太線で囲まれた部分を改正後の欄の表又は様式中太線で囲まれた部分に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の阪神水道企業団財務規程の規定により支給した会計年度任用職員に係る給与は、改正後の阪神水道企業団財務規程の規定による勘定科目により支給されたものとみなす。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第27号

令和2年第2回阪神水道企業団議会定例会において認定された、令和元年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

令和2年12月24日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

1. 令和元年度阪神水道 企業団水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減 (△減)	備 考
	予 算 額		合 計				
	当初予算額	補正予算額 (△減)	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	20,542,063,000	0	0	20,542,063,000	20,607,513,638	65,450,638	
第1項 営業収益	19,363,422,000	0	0	19,363,422,000	19,423,593,517	60,171,517	(うち仮受消費税及び地方消費税 1,548,492,983円)
第2項 営業外収益	1,178,640,000	0	0	1,178,640,000	1,183,920,121	5,280,121	(うち仮受消費税及び地方消費税 3,029,501円)
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	

支出

区分	予 算 額						決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	備 考
	予 算 額			合 計					
	当初予算額	補正予算額 (△減)	子備費支出額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	流用増減額 (△減)	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額			
第1款 水道事業費用	18,053,723,000	0	0	0	0	18,053,723,000	9,471,000	513,335,715	
第1項 営業費用	16,434,789,000	0	0	0	△167,784,000	16,267,005,000	9,471,000	490,914,151	(うち仮払消費税及び地方消費税465,023,933円)
第2項 営業外費用	1,613,930,000	0	0	0	167,784,000	1,781,714,000	0	17,417,564	(うち仮払消費税及び地方消費税176,981円)
第3項 特別損失	4,000	0	0	0	0	4,000	0	4,000	
第4項 子備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算				額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減 (△ 減)	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額 (△ 減)	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に充てる財源当額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に充てる財源当額	繰越額に充てる財源当額	繰越額	合 計			
第1款 資本的収入	787,621,000	△ 54,324,000	733,297,000	0	0	733,297,000	523,294,000	△ 210,003,000			
第1項 企業債	532,000,000	△ 74,000,000	458,000,000	0	0	458,000,000	248,000,000	△ 210,000,000			
第2項 出資金	255,617,000	0	255,617,000	0	0	255,617,000	255,617,000	0			
第3項 国庫補助金	1,000	19,676,000	19,677,000	0	0	19,677,000	19,677,000	0			
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000			
第5項 工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000			
第6項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000			

支 出

区 分	予 算				額				決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額 (△ 減)	流 用 増 減 額 (△ 減)	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	繰越額	繰越額	合 計				
第1款 資本的支出	9,740,054,000	△ 55,000,000	0	9,685,054,000	0	0	9,685,054,000	8,823,908,573	484,117,000	377,028,427		
第1項 建設改良費	4,504,188,000	△ 55,000,000	0	4,449,188,000	0	0	4,449,188,000	3,588,053,392	484,117,000	377,017,608		(うち仮払消費税及び地方消費税279,579,992円)
第2項 企業債償還金	4,853,024,000	0	0	4,853,024,000	0	0	4,853,024,000	4,853,014,301	0	0	9,699	
第3項 水利負担金	380,404,000	0	0	380,404,000	0	0	380,404,000	380,403,325	0	0	675	(うち仮払消費税及び地方消費税18,114,442円)
第4項 国庫補助金返還金	2,438,000	0	0	2,438,000	0	0	2,438,000	2,437,555	0	0	445	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,300,614,573円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額295,759,421円、過年度分繰越利益剰余金5,266,851,561円、及び当年度純利益2,738,003,591円で補った。

2. 令和元年度阪神水道企業団水道事業損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1. 営業収益			
(1) 分賦金	17,867,739,734		
(2) その他営業収益	<u>7,360,800</u>	17,875,100,534	
2. 営業費用			
(1) 原水費	1,147,593,451		
(2) 浄水費	2,836,366,298		
(3) 配水費	2,548,040,909		
(4) 総係費	1,268,004,676		
(5) 議会費及び監査費	13,999,459		
(6) 減価償却費	7,327,998,817		
(7) 資産減耗費	<u>159,592,306</u>	<u>15,301,595,916</u>	
営業利益			2,573,504,618
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	2,183,331		
(2) 補助金	23,290,000		
(3) 長期前受金戻入	1,005,537,749		
(4) 雑収益	<u>149,879,553</u>	1,180,890,633	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	1,008,906,771		
(2) 雑支出	<u>7,484,889</u>	<u>1,016,391,660</u>	<u>164,498,973</u>
経常利益			2,738,003,591
当年度純利益			2,738,003,591
前年度繰越欠損金			<u>9,733,165,750</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>6,995,162,159</u></u>

3. 令和元年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	(単位:円)									
	資本金	剰余金				資本剰余金		利益剰余金		資本合計
		補助金	受贈財産 評価額	工事負担金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	未処理欠損金	利益剰余金合計		
前年度末残高	90,416,841,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 9,733,165,750	△ 9,733,165,750	83,166,913,055	
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処分後残高	90,416,841,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 9,733,165,750	△ 9,733,165,750	83,166,913,055	
当年度変動額	255,617,000	0	0	0	0	0	2,738,003,591	2,738,003,591	2,993,620,591	
出資金の受入	255,617,000	0	0	0	0	0	0	0	255,617,000	
出資金の返還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	2,738,003,591	2,738,003,591	2,738,003,591	
							(当年度未処理欠損金)			
当年度末残高	90,672,458,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 6,995,162,159	△ 6,995,162,159	86,160,533,646	

4. 令和元年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書 (案)

(単位:円)			
資本金	資本剰余金	未処理欠損金	
90,672,458,238	2,483,237,567	△ 6,995,162,159	
0	0	0	
		(繰越欠損金)	
90,672,458,238	2,483,237,567	△ 6,995,162,159	

5. 令和元年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表
(令和2年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
イ. 土 地		7,935,580,529
ロ. 建 物	20,103,399,013	
減価償却累計額	<u>△ 9,375,045,362</u>	10,728,353,651
ハ. 構 築 物	171,229,241,048	
減価償却累計額	<u>△ 79,776,811,856</u>	91,452,429,192
ニ. 機 械 及 び 装 置	89,665,899,986	
減価償却累計額	<u>△ 76,240,402,509</u>	13,425,497,477
ホ. 車 両 運 搬 具	54,974,076	
減価償却累計額	<u>△ 34,775,457</u>	20,198,619
ヘ. 器 具 備 品	1,063,007,297	
減価償却累計額	<u>△ 705,137,081</u>	357,870,216
ト. 建 設 仮 勘 定		<u>2,275,984,616</u>
有形固定資産合計		126,195,914,300
(2) 無形固定資産		
イ. 水 利 権		18,712,263,262
ロ. 施 設 利 用 権		14,239,533
ハ. 電 話 加 入 権		1,082,281
ニ. ソフトウェア		<u>387,180</u>
無形固定資産合計		18,727,972,256
(3) 投資その他の資産		
イ. 出 資 金		<u>69,856,000</u>
投資その他の資産合計		<u>69,856,000</u>
固定資産合計		144,993,742,556
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		15,523,956,736
(2) 未 収 金		26,921,228
(3) 貯 蔵 品		110,482,879
(4) 前 払 金		<u>5,569,300</u>
流動資産合計		<u>15,666,930,143</u>
資 産 合 計		<u><u>160,660,672,699</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	<u>37,596,986,740</u>		
企業債合計		37,596,986,740	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	<u>2,828,040,193</u>		
引当金合計		<u>2,828,040,193</u>	
固定負債合計			40,425,026,933
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	<u>4,656,450,389</u>		
企業債合計		4,656,450,389	
(2) 未払金		4,751,699,970	
(3) 前受金		4,241,030	
(4) 引当金			
イ. 賞与引当金	155,881,073		
ロ. 法定福利費引当金	<u>29,873,705</u>		
引当金合計		185,754,778	
(5) 預り金		<u>49,401,106</u>	
流動負債合計			9,647,547,273
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		58,489,627,213	
収益化累計額		<u>△ 34,062,062,366</u>	
繰延収益合計			<u>24,427,564,847</u>
負債合計			<u>74,500,139,053</u>

資本の部

6. 資本金			90,672,458,238
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ. 補助金	2,033,213,481		
ロ. 受贈財産評価額	42,720		
ハ. 工事負担金	218,496,818		
ニ. その他資本剰余金	<u>231,484,548</u>		
資本剰余金合計		2,483,237,567	
(2) 利益剰余金			
イ. 当年度未処理欠損金	<u>△ 6,995,162,159</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 6,995,162,159</u>	
剰余金合計			<u>△ 4,511,924,592</u>
資本合計			<u>86,160,533,646</u>
負債資本合計			<u>160,660,672,699</u>

阪神水道企業団告示第28号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和元年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

令和2年12月24日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

令和元年度阪神水道企業団水道事業会計
決算に係る資金不足比率について

令和元年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率は、以下のとおりです。

<資金不足比率>

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\Delta 10,675,833 \text{ 千円}}{17,875,101 \text{ 千円}} = \quad - \%$
--

※ 経営健全化基準（20%）

<算定の詳細>

○資金の不足額

流動負債	+	算入地方債残高	-	流動資産	-	解消可能資金不足額	=	資金の不足額
4,991,097		0		15,666,930		0		△ 10,675,833
								※資金の不足額なし

○事業の規模

営業収益	-	受託工事収益	=	事業の規模
17,875,101		0		17,875,101